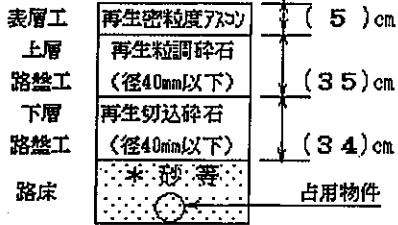


① 仮復旧方法 ----- 即日(に)次の方法で行うこと。

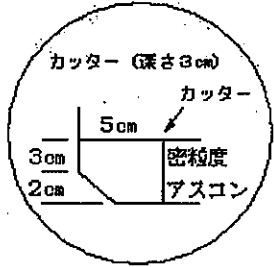
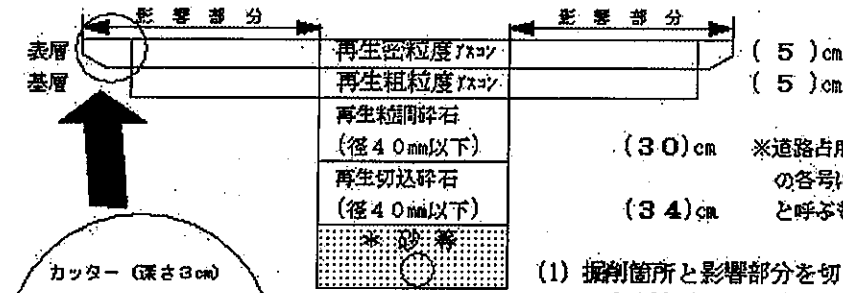


- (1) 一層ごとの数均し厚さは、下記のように、十分に締固め、図示のとおり仕上げること。  
 ※[ ]は、振動ローラーを使用した場合。  
 路床(\*砂等) ----- 下層から20cm以下ごと  
 下層路盤(再生切込碎石) ----- 下層から10 [20] cm以下ごと  
 上層路盤(再生粒調碎石:RM-40又は粒調碎石:M-30) ----- 下層から10 [15] cm以下ごと

\* 砂等 ... 砂・埋め戻し用砂質土・改良土のことをいう

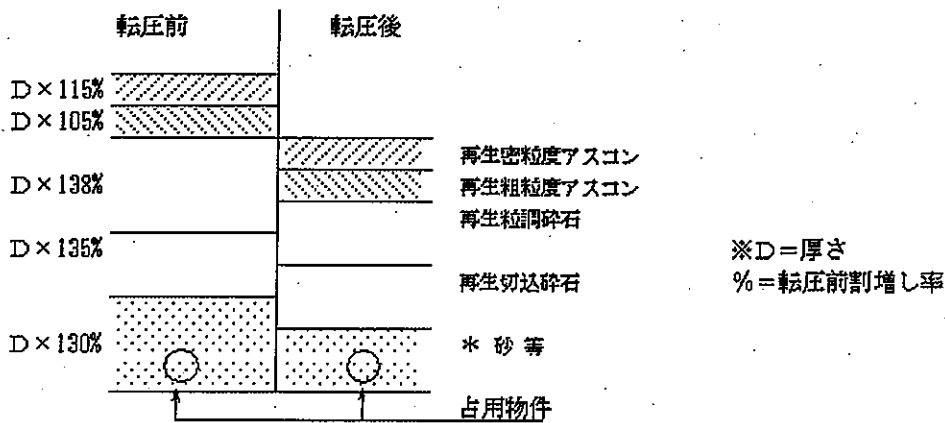
- (2) 仮復旧期間中は、表示施設を設け、常時パトロールをし、沈下した場合は、速やかに補修すること。

② 本復旧方法 ----- 転圧期間(2ヶ月以上)後、次の方法で行うこと。



- ※道路占用工事標準条件書第40条の各号に該当するものを「影響」と呼ぶものとする。  
 (1) 掘削箇所と影響部分を切り取り、粒調碎石以下を十分に締固め、図示のとおり仕上げること。  
~~(2) 影響部分 現地会合のうえ決定。~~  
~~(3) 本復旧完成検査後、2ヶ月間は、申請人の責任期間とする。~~

③ 車道復旧組成図



別紙2

仮舗装区間標示板

550mm	
仮舗装区間	
皆様のご協力により〇〇埋設工事が完了したので、仮舗装をして交通を一時開放しました。 復旧箇所が十分に固まってから本舗装を行います。お気づきの点がありましたら下記へご連絡ください。	
占有者名 (担当者名) 電話番号 請負業者名 (担当者名) 電話番号	
1,400mm	

標示板は100mおきに掲示すること。